

仕 様 書

1. 事業名称

「春休みヒューマンシアター『硫黄島からの手紙』」映画上映会開催に伴う業務委託について

2. 事業概要

区民に人権を身近に感じてもらうことを目的に、人権を題材とした映画の上映会を開催する。また、より多くの区民に周知するため、「春休みヒューマンシアター『硫黄島からの手紙』」の概要を記載したチラシ及びポスターを作成する。

3. 業務内容・詳細等

(1) 出張映画上映の開催

日 時：令和8年3月28日（土）	10時30分開演
会 場：NORBDENCE 福島区民センター	1階ホール（大阪市福島区吉野3-17-23）
定 員：300人	
参加費：無料	

ア 詳細

- ・映画「硫黄島からの手紙」（日本語版・日本語字幕あり）
映像ソフトのレンタル料
- ・映写機器、音響機器のレンタル料
- ・映写機器、音響機器の設置、調整、上映作業に係る映写技師の派遣料
- ・上記を含む映画上映会の実施に係る作業一式

イ 当日の設営・撤収

- ・当日の業務運営、進行（映写機器・音響・照明機器等の操作を含む）に必要な人員を配置し、映写機器等を操作し映画上映を実施すること。
- ・9時30分（予定）より設営を開始し、イベント終了後の13時00分（予定）より撤収作業を開始すること。

ウ その他

- ・業務の円滑な運営を図るため、会場の使用にあたっては、大阪市福島区役所（以下「区役所」という）と事前に連絡調整を十分に行うとともに、会場の管理上の規定及び使用上の注意事項を遵守すること。
- ・区役所で行う作業は、来場者の受付、案内板等表示物の作成、椅子の配置など会場の設営、会場誘導および司会の配置とする。

(2) 出張映画上映の開催に伴う広報用チラシ・ポスターのデザイン及び印刷

ア 詳細

No	品名	規格	数量	単位
1	チラシ	サイズ：A 4 印刷：片面 素材：コート 90k g 配色：カラー 4 色 内容：開催日時・開催場所・プログラム 会場地図・イメージカット 校正：2 回	班回覧枠 なし 900 班回覧枠 あり 2,100	枚
2	ポスター	サイズ：A 3 (チラシの A 3 版) 印刷：片面 素材：コート 110k g 配色：カラー 4 色 内容：開催日時・開催場所・プログラム 会場地図・イメージカット 校正：2 回	200	枚

イ デザイン

2 案作成し、提出すること。

ウ 原稿

文字・写真(ワード・エクセル・PDF・JPEG 等): データ支給、編集業務あり

エ 納期・納品場所

令和8年1月 16 日(金)

大阪市福島区大開 1-8-1 福島区役所 5 階 市民協働課(地域活動支援担当)

オ その他

- ・完成品の著作権は、区役所に帰属すること。
- ・大阪市グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。

(3) 画像データ並びにプロフィールデータの提供

ア 上映映画の画像データ並びにプロフィールデータの提供

上映映画の肖像権の使用許可を得た画像データ(JPG・PDF)を区役所に提供すること。

イ 納期・納品場所

令和8年1月 16 日(金)

大阪市福島区大開 1-8-1 福島区役所 5 階 市民協働課(地域活動支援担当)

4. 契約期間

契約日～令和8年3月 31 日(火)まで

5. 事前打ち合わせ

映画の上映会当日を迎えるまでに、全般に関して、区役所と打ち合わせをすること。
(日程については後日調整する。)

6. 業務の完了

委託業務がすべて完了したときは業務完了報告書を提出すること。

7. そ の 他

- ・災害発生や暴風警報発令、感染症が流行している場合は本事業も中止となることから、その場合は中止時点での出来高により支払いを行う。
- ・搬入に際しては細心の注意を払い、建物等損傷を与えないこと。
- ・受注にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に本市によく質問し、その内容を熟知すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受託事業者において適宜協議、調整を行い決定する。

8. 連 絡 先

福島区役所 市民協働課 地域活動支援
TEL 06-6464-9743

再委託に関する特記事項

- 1 当該請負契約における次の各号に掲げるものを、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：06-6615-7965

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること